

大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

鈴鹿市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、鈴鹿市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社イオン鈴鹿ショッピングセンター（以下「乙」という。）とは、甲から乙に対する協力要請に基づく支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において乙の所有する平面駐車場の一部を甲の避難地として一時使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、多数の火災、救急救助事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

- （1）大規模地震災害
- （2）大規模風水害
- （3）前2号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害に指定された災害

（避難施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設を避難地として指定し、その旨を地域防災計画及び防災マップ等で公表するものとする。

名称 イオンモール株式会社 イオン鈴鹿ショッピングセンター 平面駐車場の一部
位置 三重県鈴鹿市庄野羽山四丁目1番2号

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害が発生した場合において、乙に対し、前条で掲げる平面駐車場の一部を避難地として使用することを要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、平面駐車場を避難地として一時使用させるものとする。

3 甲は、乙の自衛消防活動及び、事業運営を阻害しない範囲について使用する。

（使用期間）

第5条 前条第2項に掲げる施設を避難地として一時使用する期間は、甲が乙に対して協力要請を行ったときから、概ね一週間とし、乙の判断によって決定するものとする。

（情報収集）

第6条 甲は、当該避難地を使用した場合、できる限りその情報収集に努めるものとするが、場合によっては、乙の協力を得るものとする。

（訓練等）

第7条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、相互及び合同訓練等の実施に努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が協定に基づく協力により要した費用は、乙の負担とする。

2 乙が当該避難地を甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとし、乙は、復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

(変更及び廃止)

第9条 乙は、当該避難地の名称若しくは位置を変更し、又は閉店時等、避難地としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該避難地の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該避難地の使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第12条 この協定の定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年 8月3日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

川岸光男



乙 三重県鈴鹿市庄野羽山四丁目1番2号

イオンモール株式会社

イオン鈴鹿ショッピングセンター

ゼネラルマネージャー

中沢正春

